

■ 都市計画法第53条に基づく建築許可申請について

都市計画決定後は、将来の事業の円滑な施行を確保するため、市街地開発事業（土地地区画整理事業など）の施行区域内または都市計画施設（道路・公園等）の区域内において、建築物を建築するには、事前に市長の許可が必要となります（都市計画法第53条第1項）。

【許可基準の概要（建築できる建築物）】

- 次のイ）ロ）に該当し、かつ、容易に移転または除去できると認められること。
- イ）階数が2以下で、かつ、地階を有しない。
- ロ）主要構造部（建築基準法第2条5号に定める主要構造部をいう）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造である。

■ 意見書の提出について

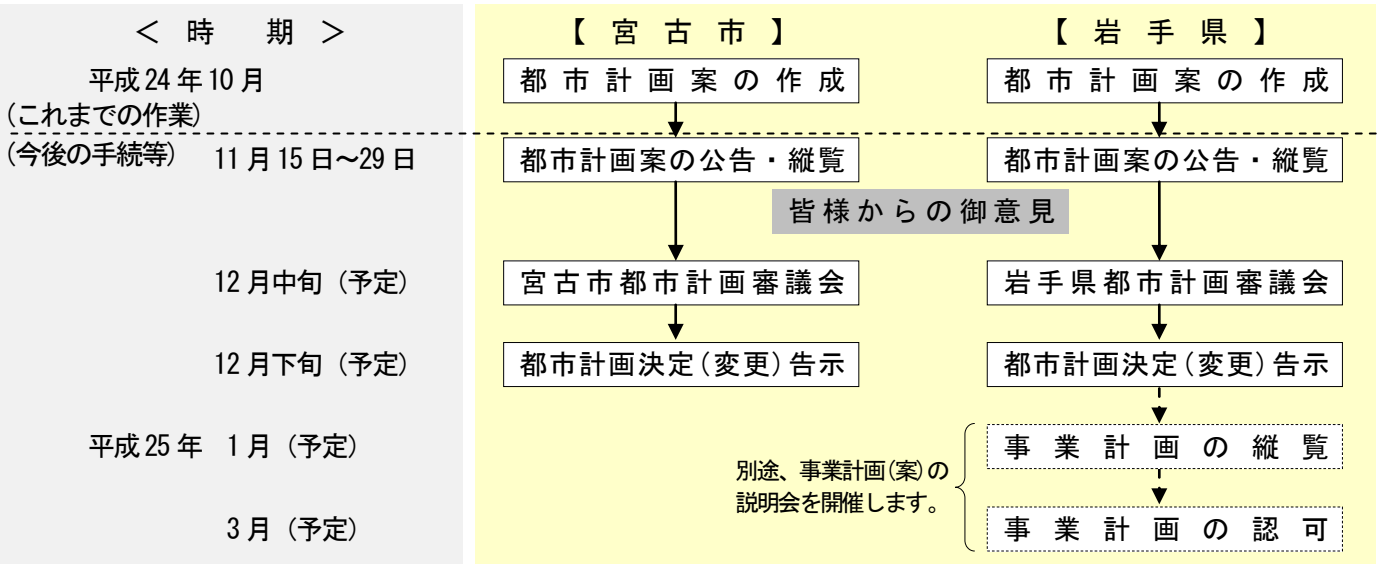
宮古市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに各都市計画案について意見書を提出できます。住所、氏名、電話番号、都市計画案の名称、意見を書いて、市都市計画課計画担当あてに郵送するか、直接持参してください（様式は任意）。

※①②については市長宛、③④については県知事宛に提出してください。

【各都市計画案の名称】

- ①宮古都市計画土地地区画整理事業の決定（鍬ヶ崎地区土地地区画整理事業）
- ②宮古都市計画道路の変更（鍬ヶ崎上町線）
- ③宮古都市計画道路の変更（宮古港線）
- ④宮古都市計画道路の変更（上町臼木線）

■ 今後の予定について



■ お問い合わせ先 ■

宮古市都市整備部都市計画課 計画担当 電話0193-68-9105

岩手県県土整備部都市計画課 計画整備担当 電話019-629-5889

鍬ヶ崎地区における都市計画案に関する説明会資料

日 時：平成24年11月14日（水）午後6時30分～

場 所：宮古市役所 本庁舎6階大ホール

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた鍬ヶ崎地区（光岸地地区を含む）の早期復興を図るため、次の都市計画に関して決定あるいは変更します。

<宮古市が定める都市計画案>

- ①宮古都市計画土地地区画整理事業の決定（鍬ヶ崎地区土地地区画整理事業の決定）
- ②宮古都市計画道路の変更（鍬ヶ崎上町線の廃止）

<岩手県が定める都市計画案>

- ③宮古都市計画道路の変更（宮古港線の変更）
- ④宮古都市計画道路の変更（上町臼木線の廃止）

《 都 市 計 画 案 の 概 要 》

1. 宮古都市計画土地地区画整理事業の決定……【図1】
（①鍬ヶ崎地区土地地区画整理事業の決定）

●被災した市街地の早期の復興、道路、公園などの公共施設の整備改善のため、次のとおり鍬ヶ崎地区土地地区画整理事業を決定します（施行区域は【図1】の計画図表示のとおり）。

【名 称】 鍬ヶ崎地区土地地区画整理事業

【面 積】 約24.9ha

【公共施設の配置】

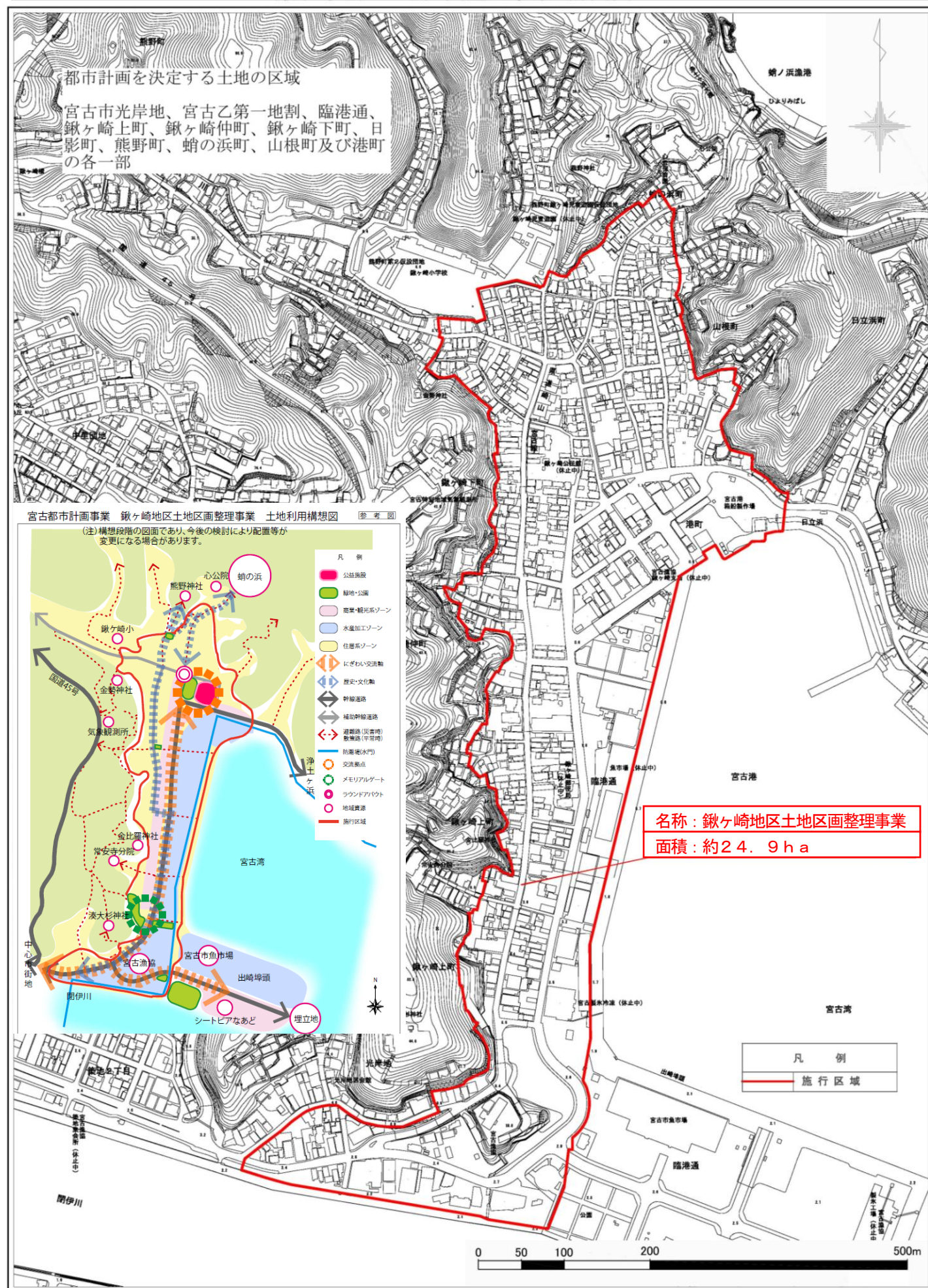
- （道 路）・幹線道路を南北に配置し、骨格的道路網の形成を図ります。
- ・区画道路を適切に配置し、商業地及び住宅地における安全かつ系統的な道路網の形成を図ります。また、産業用地における円滑な交通流動の確保を図ります。
- （公園及び緑地）・誘致距離を考慮して配置し、地区面積の3%以上を確保します。
- 【宅 地 の 整 備】・地区東側に産業系の土地利用を配置します。
- ・地区西側には商業系、住居系の土地利用を配置します。

2. 宮古都市計画道路の変更……【図2】
（②鍬ヶ崎上町線の廃止、③宮古港線の変更、④上町臼木線の廃止）

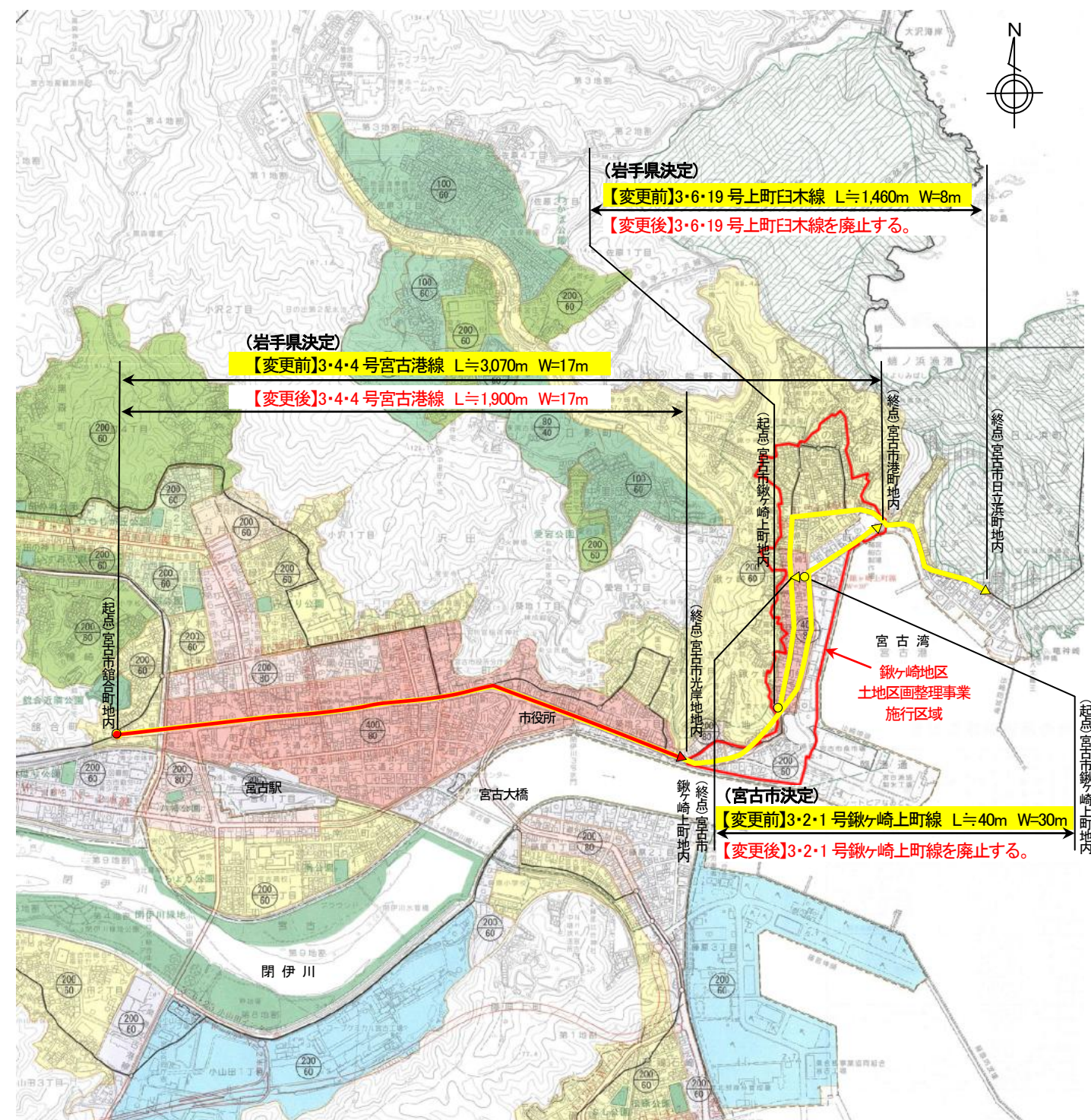
●全面的な道路網の見直しのため、鍬ヶ崎地区土地地区画整理事業の決定にあわせて、次のとおり宮古都市計画道路を変更します（【図2】の総括図表示のとおり）。

- 【3・2・1号鍬ヶ崎上町線】 都市計画決定を廃止します。
- 【3・4・4号宮古港線】 土地地区画整理事業の施行区域内の都市計画決定を廃止し、終点位置を変更します。これに伴い延長が変更となります。
- 〔 変更前…延長3,070m（宮古市舘合町から港町まで）
変更後…延長1,900m（ ” から光岸地まで） 〕
- 【3・6・19号上町臼木線】 都市計画決定を廃止します。

【図1】 鯨ヶ崎地区土地区画整理事業の決定 計画図(案)



【図2】 宮古都市計画道路の変更 総括図(案)



本紙は都市計画案の概要版です。今回説明の都市計画案については次のとおり縦覧します。

＜都市計画案の縦覧＞

【期間】 11月15日(木)～29日(木) ※ただし、土・日・祝日を除く。

【時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

【場所】 宮古市都市整備部都市計画課 計画担当(市役所 本庁舎5階)

(③④の岩手県知事が定める都市計画案については下記においても縦覧します)

岩手県県土整備部都市計画課 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL019-629-5889

岩手県沿岸広域振興局宮古土木センター 〒027-0072 宮古市五月町1-20 TEL0193-64-2221